

「放送コンテンツ制作取引タスクフォース」 開催要綱（案）

1. 目的

本タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）は、「放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会」の下に設置される会合として、放送事業者及び番組制作会社における取組の状況等を踏まえ、放送コンテンツの制作取引に係る課題の検討等を行うことを目的とする。

2. 名称

本会合は、「放送コンテンツ制作取引タスクフォース」と称する。

3. 検討事項

- (1) 「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容の普及・定着を図るための、行政、関係団体及び関係各社が具体的に取組むべき措置
- (2) ガイドラインの実効性を確保するための方策及び今後の取引を円滑なものとするための手法など継続的な取組み
- (3) その他必要な措置

4. 構成及び運営

- (1) タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) タスクフォースには、主任及び主任代理を置く。
- (3) 主任は、放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会主査が指名することとし、主任代理は主任が指名する。
- (4) 主任はタスクフォースを招集し、主宰する。また、主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは、主任に代わってタスクフォースを招集し、主宰する。
- (5) 主任は、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースの構成員として追加することができる。
- (6) 主任は、タスクフォースの会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) タスクフォースは、原則として非公開とする。
- (9) その他、タスクフォースの運営に必要な事項は、主任が定めるところによる。

5. 事務局について

タスクフォースの事務局は、情報流通行政局情報通信作品振興課が関係課室の協力を得て行う。

「放送コンテンツ制作取引タスクフォース」 構成員名簿

| | | |
|----|--------|------------------------------------|
| 主任 | 内山 隆 | 青山学院大学 総合文化政策学部 教授 |
| | 河島 伸子 | 同志社大学 経済学部 教授 |
| | 木田 由紀夫 | 一般社団法人 衛星放送協会 理事・総務委員長 |
| | 山口 純也 | 一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会副委員長 |
| | 遠藤 誠 | 一般社団法人 全国地域映像団体協議会 副理事長 |
| | 清水 哲也 | 一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 理事・メディアセンター長 |
| | 下温湯 健 | 一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 執行理事 |
| | 加藤 浩丈 | 株式会社 TBS テレビ 総務局 ビジネス法務部長 |
| | 渡部 敏雄 | 株式会社 TBS テレビ メディア戦略室 担当部長 |
| | 菊池 満士 | 株式会社テレビ朝日 契約著作権部 ライツ業務担当部長 |
| | 野瀬 洋一 | 株式会社テレビ朝日 法務部長 |
| | 大澤 靖 | 株式会社テレビ東京ホールディングス 法務統括局次長 |
| | 土橋 聡 | 株式会社テレビ東京ホールディングス メディア戦略室長 |
| | 須田 真司 | 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 著作権委員会 委員長 |
| | 山本 学 | 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 業務部長 |
| | 赤間 佳彦 | 日本テレビ放送網株式会社 制作局業務推進部長 |
| | 田村 徹 | 日本テレビ放送網株式会社 メディア戦略局 メディア戦略部 担当副部長 |
| | 笹平 直敬 | 一般社団法人日本動画協会 著作権委員会副委員長 |
| | 宮下 令文 | 一般社団法人日本動画協会 著作権委員会委員長 |
| | 安川 美杉 | 日本放送協会 メディア企画室副部長 |
| | 湯川 英俊 | 日本放送協会 編成局計画管理部専任部長 |
| | 田嶋 炎 | 一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部長 |
| | 堀木 卓也 | 一般社団法人日本民間放送連盟 事務局次長兼企画部長 |
| | 現王園 佳正 | 株式会社フジテレビジョン 編成局 局次長兼編成情報センター室長 |
| | 立本 洋之 | 株式会社フジテレビジョン 編成局 局次長 |

(計25名)

【オブザーバー】

上杉 達也 弁護士 (TH弁護士法人)